1 25 土 午後2時-5時 男女共同参画 ジ「フチュール」

市民協働のまちづくりカフェ自分らしく生きることができる社会をつくるには?」

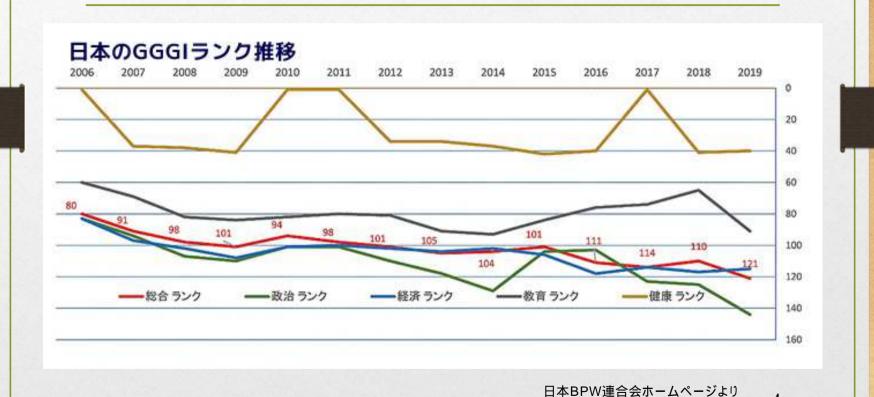
ジェンダーギャップ指数の上位国及び主な国の順位

順位	国 名	GGI値	順位	国 名	GGI値	
1	アイスランド	0.877	15	フランス	0.781	
2	ノルウェー	0.842	19	カナダ	0.772	
3	フィンランド	0.832	21	英国	0.767	
4	スウェーデン	0.820	53	米国	0.724	
5	ニカラグア	0.804	76	イタリア	0.707	
6	ニュージーランド	0.799	81	ロシア	0.706	
7	アイルランド	0.798	106	中国	0.676	
8	スペイン	0.795	108	韓国	0.672	
9	ルワンダ	0.791	120	アラブ首長国連邦	0.655	
10	ドイツ	0.787	121	日本	0.652	

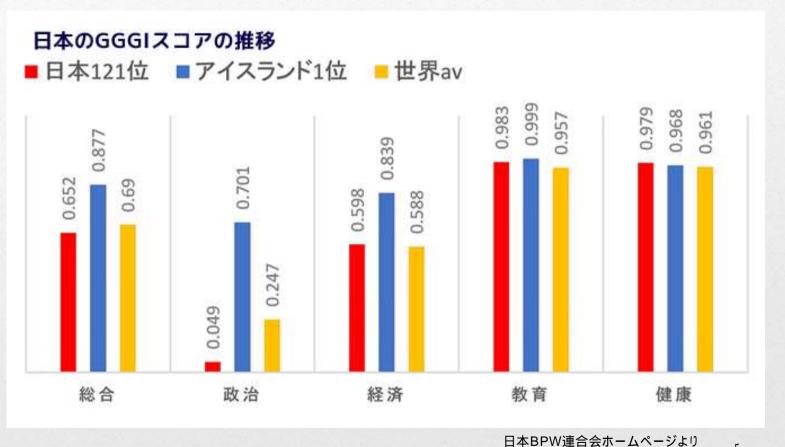
日本のジェンダーギャップ指数の推移(2006年~2019年)

年	調査 国数	総合		政治		経済		教育		健康	
		ランク	指数								
2019	153	121	0.652	144	0.049	115	0.598	91	0.983	40	0.979
2018	149	110	0.662	125	0.081	117	0.595	65	0.994	41	0.979
2017	144	114	0.657	123	0.078	114	0.580	74	0.991	1	0.980
2016	144	111	0.660	103	0.103	118	0.569	76	0.990	40	0.979
2015	145	101	0.670	104	0.103	106	0.611	84	0.988	42	0.979
2014	142	104	0.658	129	0.058	102	0.618	93	0.978	37	0.979
2013	136	105	0.650	118	0.060	104	0.584	91	0.976	34	0.979
2012	135	101	0.653	110	0.070	102	0.576	81	0.987	34	0.979
2011	135	98	0.651	101	0.072	100	0.567	80	0.986	1	0.980
2010	134	94	0.652	101	0.072	101	0.572	82	0.986	1	0.980
2009	134	101	0.645	110	0.065	108	0.550	84	0.985	41	0.979
2008	130	98	0.643	107	0.065	102	0.544	82	0.985	38	0.979
2007	128	91	0.645	94	0.067	97	0.549	69	0.986	37	0.979
2006	115	80	0.645	83	0.067	83	0.545	60	0.986	1	0.980

日本のジェンダーギャップ指数の推移(2006年~2019年)



日本のジェンダーギャップ指数の推移(世界との比較)



男女共同参画政策の経緯~国内の動向~

1925年 男子普通選挙の実現

女性の参政権は認められず

・1945年 市川房枝らが戦後対策婦人委員会結成、

婦人参政権など5項目の要求、GHQが参政権

の付与による日本婦人の開放を含む5大改

革の指示、普通選挙法(婦人参政権)改正

1946年 戦後第1回総選挙で初の婦人参政権行使

その後、参議院、地方議会も男女平等の取扱いとなり、これらの法律は1950年公職選挙法に統合

参照:内閣府男女共同参画局「逐条解説男女共同参画社会基本法」

6

男女共同参画政策の経緯~国内の動向~

・1946年 日本国憲法制定

第13条 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求 に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法 その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第14条 「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、 差別されない。」

そのほか

第22条 居住・移転及び職業選択の自由

第24条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等

第26条 教育を受ける権利、教育の義務

第44条 議員及び選挙人の資格」

男女共同参画政策の経緯~国内の動向~

- ・1985年 勤労婦人福祉法を抜本的に改正し、「雇用の 分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 等女子労働者の福祉の増進に関する法律」及び 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇を確保するための労働省関係法律の整備等に 関する法律」施行
- · 1997年 男女雇用機会均等法施行
- 1999年 「男女共同参画社会基本法」制定

「基本法」は法形式としては、一般の法律と同じ位置づけであるが、その対象とする分野の施策の方**を**を示す ものであり、その対象分野について、他の法律に優越する性格を持つ。

参照:内閣府男女共同参画局「逐条解説男女共同参画社会基本法」

男女共同参画政策の経緯~国際的動向~

・1945年6月 アメリカで国際連合憲章が署名

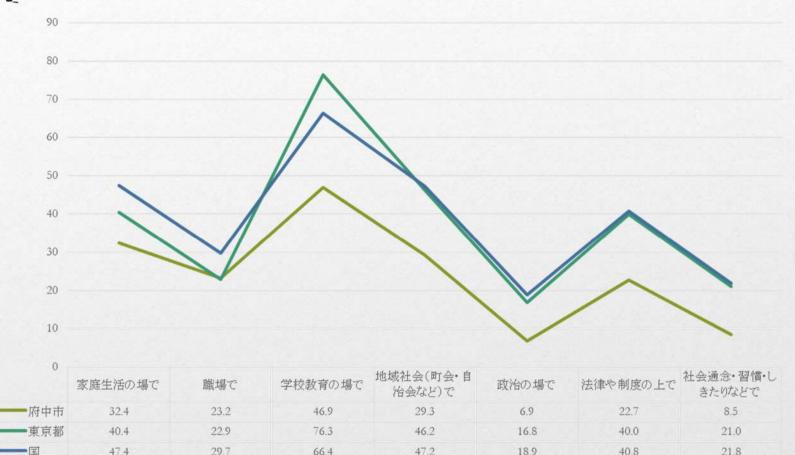
国際の平和及び安全を維持すること、 社会的・経済的発達を促進すること、 人種、性、 言語又は宗教に関わらず、全ての個人の権利と基本的自由の尊重の助長奨励の目的が示される

- ・1945年10月 国際連合成立・世界婦人会議開催
- ・1948年12月 国連総会で世界人権宣言採択
- ・1950年 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
- ・1953年 婦人の参政権に関する条約
- ・1966年 国連総会で、「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
- ・1972年 国連総会で、1975年を「国際婦人年」とし男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加、国際平和と協力への婦人の貢献を目標に世界的な活動を行うことが 決定

国際婦人年の目標達成のために、<u>「世界行動計画」</u>採択 1976年から85年までを<u>「国連婦人の10年」</u>と宣言

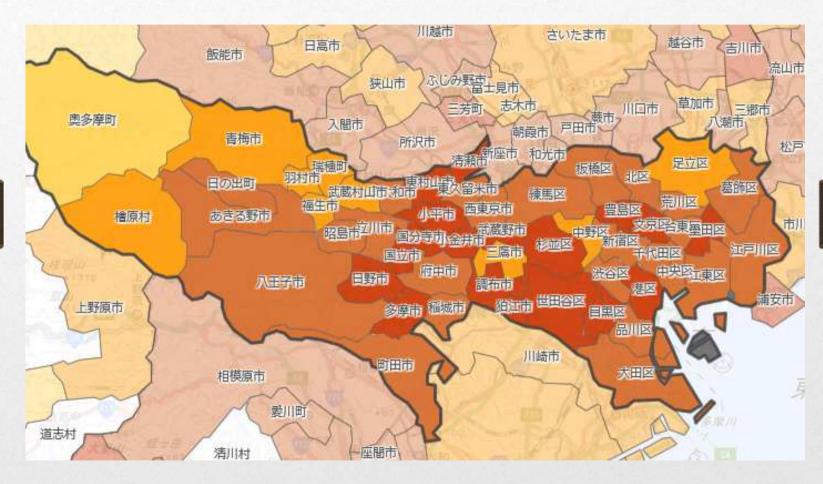
9

Q 男女の地位·立場は平等になっているか?



市:府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年) 東京都:男女共同参画社会に関する世論調査(平成27年) 国:男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年) 10

市町村議会に占める女性の割合



出典:内閣府男女共同参画局ホームページ「女性活躍の見える化マップ」(平成30年度) 11

男女共同参画社会とは?

男女が、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が 確保され、もって男女が均等に政治的、 社会的及び文化的利益を享受すること ができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)12



簡単に言うと、 性別に関わらず、 自分の個性や能 力を発揮できて 自分らしく生き ることができる 社会

固定的な性別役割分業意識

性格や行動を、性別で決めつけていませんか?

- ×「男は力持ち」「女らしい心配り」 関心のあることや趣味などを、性別で決めつけていませんか?
- ×「男の子は電車遊び」「女の子はお人形遊び」 性別で仕事の内容や職業を限定した表現をしていませんか?
- ×スチュワーデス 客室乗務員 ×保母 保育士
- ×カメラマン 写真家 ×看護婦 看護師

男性は仕事、女性は家庭と役割を限定した表現をしていませんか?

男女に優劣・上下関係をつけて表現していませんか? 内容とは関係なく、女性の体の一部や笑顔を強調して表現していませんか?

出典:男女共同参画 表現ガイドライン

男女共同参画都市宣言

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、歴史にはぐくまれたふるさと府中を 誇りとし、性別を超え、世代を超えて、互いに人として 尊重し合い、共にいきいきと輝くまちをつくり続ける ために「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは 男女が共に 社会のあらゆる分野に平等に 参画するまちをつくります
- 1 わたしたちは 一人ひとりが自立し 認め合い 心豊かに 暮らせるまちをつくります
- 1 わたしたちは 職場・地域・家庭において 男女が共に 責任を分かち合うまちをつくります
- 1 わたしたちは 国際社会の一員として 平和を受する まちをつくります

平成11年11月3日

府中市

